

平成 30 年 11 月 14 日
消費者庁消費者制度課

「公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案」
に関する御意見募集の結果について

消費者庁では、「公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案」について、平成 30 年 9 月 28 日から平成 30 年 10 月 28 日までの間、広く国民の皆様にご意見を募集したところ、3 件の御意見が寄せられました。

提出された御意見のうち、本件に直接関連する御意見及びそれに対する消費者庁の考え方について、次のとおりお知らせいたします。

御協力ありがとうございました。

- 1 意見募集期間：平成 30 年 9 月 28 日（金）から平成 30 年 10 月 28 日（日）まで
- 2 意見提出方法：郵送、FAX、インターネット（電子政府の総合窓口〔e-Gov〕意見提出フォーム）
- 3 提出された御意見及びそれに対する消費者庁の考え方

提出された御意見	御意見に対する消費者庁の考え方
本改正に賛成であるが、衛星打上げ等については我が国のロケットによって打ち上げられる場合はその依頼を行う海外事業者や他国の権利利益も公共的利益として考えるべきであるので、「（日本）国民の生命、身体、財産その他の利益」と関係が薄くても情報提供・告発等の公益通報は公益通報者保護制度の適用を受けるべきである。また、他国依頼者の打ち上げる衛星が、実は、その他国とはまた他の国を対象とした各種の条	御意見ありがとうございました。改正案に賛同の御意見として承りました。

<p>約に反する様な電磁波ビーム攻撃衛星であったというような場合も、（この場合は「（日本）国民の生命、身体、財産その他の利益」とは関わりが薄いはずであるが）その通報については通報者の保護が公益通報者保護制度により行われるべきであると考えている。</p>	
<p>法人税法、所得税法等を加え、脱税についての内部通報を保護すべきではないか。</p>	<p>御意見ありがとうございました。公益通報者保護法制全般に係る御意見として承りました。</p>
<p>人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成28年法律第76号）を、公益通報者保護法の対象法律に追加することを反対するわけではないが、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」など、組織としての違法行為が起こりやすい内容の方を優先すべきではないか。</p>	<p>御意見ありがとうございました。前段は、改正案に賛同の御意見として承りました。また、後段は、公益通報者保護法制全般に係る御意見として承りました。</p>

以上